

第二十二回国会
衆議院

商工委員会議録 第四十七号

(七四三)

昭和三十年七月二十二日(金曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 田中 角榮君

理事長藤

新八君

理事長谷川四郎君

理事山手

満男君

理事内田

常雄君

理事前田

正男君

理事永井勝次郎君

理事中崎

敏君

秋田 大助君

小笠 公韶君

齊藤 憲三君

菅野和太郎君

森山 武夫君

鈴木周次郎君

野田 武夫君

加藤 錦三郎君

鹿野 彦吉君

小平 久雄君

堀川 恵平君

片島 勇君

帆足 計君

渡邊 繁治君

池田 伊藤卯四郎君

田中 正俊君

高瀬 傳君

出席政府委員

出席國務大臣

出席通商產業大臣

出席公正取引委員長

出席大臣

○田中委員長 これより会議を開きます。前会に引き続き、石炭鉱業合理化臨時措置法案を議題とし、質疑を続行いたします。質疑の通告がありますので、順次これを許します。田中利勝君。

○田中委員長 本日の会議に付した案件

石炭鉱業合理化臨時措置法案(内閣提出第一二三号)

株式会社科学研究所法案(小平久雄君外十三名提出、衆法第四九号)

君外三名提出、衆法第六二号)

同日

委員松平忠久君辞任につき、その補欠として池田頑治君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十二日

委員加藤清二君及び櫻井奎夫君辞任につき、その補欠として帆足計君及び渡邊繁治君が議長の指名で委員に選任された。

○田中(利)委員 私はすでに本会議において、本法案について政府に対する質問をいたしましたして問題点をただしたものであります。本日はそれに基いてさらに具体的にお伺いしたいと思うのであります。

最初に大臣にお尋ねしたいのであります。

まず、私の第一点の問題は、法案第

三条の石炭鉱業合理化基本計画に関する問題であります。同第三条の合理化計画は、その第二項第一号及び第二号のいわゆる合理化の実施と第三号の

炭鉱買上げの二つに大別されるのであります。まず合理化のことについてお伺いしたいのであります。

第三条第二項第三号の、事業団が買

い上げる採掘権の基準は、同三項では

石炭の品位及び生産能率をもって定め

るとしてあるのであります。現在の石

炭鉱業におきましては、実質的に見て

世界的水準よりも品位の悪いのは周知

の事実であります。しかしながらわ

が国の鉱区の入手は先願式によりまし

て、よい品質、よい鉱区というものは

勢い大部分資本力の大きい企業に独占

されておるのであります。従つて品位

の悪い鉱区は、おおむね中小炭鉱が經營しておるといふ形であります。この点につけておるならば、勢い中小炭鉱に限ら

れるのではないかということでありま

すが、この点について政府の方針をお

考へておりますが、各地区別にきめるかどう

かは審議会を開いてみないとわからな

いのでござりますが、われわれの現在

の条件が違いますので、この合理化の

基準と申しますのは、法律にあります

通りに申しますのは、法律にあります

ように審議会にかけてきまるのでござ

ります。

○田中(利)委員 そうすると、今の答

弁によりますと三百三十一炭鉱とい

うのは当局の方で発表した数字でない

いわけですか。だいぶこの三百三十

一炭鉱という数がしばしば問題になっ

ておるのであります。この三百三十一炭鉱

という数は、全国炭鉱の月産四千トン

未満の炭鉱の八割に及んでおるのであ

ります。これでは低品位炭鉱の採掘を

うことでありますから、特に中小炭鉱をつぶして大炭鉱を助けるというような意味ではありませんが、事実においてある程度そういうことになるかも知れなければ、中小炭鉱の中でも品位がよし炭層も相当いものもござりますので、そういうものについて十分

合理化資金を供給して機械化してやつ

ていきたい。ただし今のはほんとうに物理的条件の悪いところは、現状のままで参りましても結局競争力の上から終末においてはよい結果をもたらしませんので、万やむを得ないものについてはこの買い上げによって混乱を救おう、こういうわけであります。

○田中(利)委員 品位及び生産能率について、カロリーに換算してどの程度の石炭を基準としておるのか。それから品位の基準及び地区別にきめるかどうか。地区別にきめないとすれば、買上量が多くなってくると思うのであります。

○齊藤(正)政府委員 これは前にも再お答えいたしましたように、実は出

炭鉱と報告されておるのですが、この通りでよろしいのですか。

○齊藤(正)政府委員 これは前にも再お答えいたしましたように、実は出

炭鉱として三百万トン程度というふうに考えておりますので、具体的に山の

数がどれくらいになるかというよう

ことは正確には実ははわれわれとしてはわからぬ、また具体的にきめてある

わけではありませんので申し上げよう

もないであります。比較的中小炭鉱が多いので、数からいえばまあその程

度になるのではないかというふうに考

えておりませんけれども、三百三十一と

いう数字ははわれわれから申し上げたこ

とはないのじやないかと思つております。

○田中(利)委員 そうすると、今の答

弁によりますと三百三十一炭鉱とい

うのは当局の方で発表した数字でない

いわけですか。だいぶこの三百三十

一炭鉱という数がしばしば問題になっ

ておるのであります。この三百三十一炭鉱

という数は、全国炭鉱の月産四千トン

未満の炭鉱の八割に及んでおるのであ

ります。これでは低品位炭鉱の採掘を

買い上げる、そして操業を停止するということになりますならば、結局採炭は大手筋並びに中小炭鉱ということになると思うのですが、これについてお伺いいたします。

○齋藤(正)政府委員 これはわれわれが調査いたしましたのは、この買い上げの基準によりまして、能率と品位という客観的な基準で買い上げますということになつておりますので、どううに中小炭鉱がそれに該当するものが多いためにあります。その比較的の能率の悪いところをどうぞと、今お話を出ましたように中炭鉱がそれにはなりませんので、実際買い上げをいたしまして、経営が困難だということにはなりませんので、実際買い上げをする場合には、相当異常が生じてくるのではないか。お話を月産量が非常に少ない炭鉱と申しますのは、租礦権炭鉱が非常に多いのでありますけれども、租礦炭鉱の中には、なるほど客観的に能率はあまりよくないが、しかし経営が非常に身軽と申しますか、彈力性がありまして、それが実際に経営の見通しがつかないで買い上げを希望すると、この点について詳しく述べてお伺いします。

○田中(利)委員 低品位炭の活用対策については、わが伊藤委員並びに左社の多賀谷委員からも質問がありますので、この点について詳しく述べて、この点について詳しく述べてお伺いします。

○齋藤(正)政府委員 たびたびお話しをいたしましたように、これは常磐地区に大体七万キロワット、それを目標とした資金は四十億円、石炭消費量

は三千万トン程度の低品位炭利用の発電所を設置する計画があるという答弁をいたしましたが、この計画は本法案の合理化基本計画と並行して実現されるのかどうか、この点をお伺いしたい。

○齋藤(正)政府委員 なおその資金の調達といふ問題についてお答えを願いたいと思います。

○齋藤(正)政府委員 これは再々お答えいたしましたように、こういう常磐の計画は、ボタと俗に申しておりますが、選炭をした残りは通常これを捨てておるのであります。その残りの再選炭したものを使うということになりますして、この分だけは結局従来の上品位炭のコストを下げるということになりますので、まさに合理化計画の一環として考えていい問題だとわれわれ考

えております。そういうことで重点的に資金を出し、資金を出すルートは、これは電力の卸売会社ということになりますので、一般の電源開発計画による公益事業会社の計画並みに政府

によつて中小炭鉱の買い上げがどんどん進められていくれば、低品位炭を探炭しておる中小炭鉱は、この出資者がから除外されるのではないかという問題

と、それから生き残つた優秀な中小炭鉱だけの経営の改善になるというこ

とにもあるのではないかと思うので

が、この点についてお伺いいたし

たい。

○齋藤(正)政府委員 そういうような御心配は全然ないようやりたいと思つております。おもなものというよ

うに申されました。これはそれ以外の炭鉱の参加を拒むという考えは毛頭ございません。ただ話を進める上に便宜であるからというので、代表として数社入つてもらうというだけでありま

で、出資を希望いたしますれば、その

会社はもちろん出資を認めていこう。

画は常磐で炭鉱を持った石炭業者と関係電力会社との共同出資による会

社が当るという構想でありますか、も

うと思いませんが、七月一日の多賀谷委員の質問に対しても、常磐

探掘をいたしております。鉱業権者のう

ちで、比較的出炭量の多いものの数社と電力会社のうち関係のある電力会社、すなはち東京電力と東北電力に出资してもらいまして、電力側の出資分と石炭側の出資分と半々くらいでやりた

い。計画の規模は今お話しになりましたように第一期計画は七万キロ程度でござりますが、それに対して資金は大体四十億程度が要る。石炭の消費量は、負荷の率は最終的にきまつております

んが、大体二十万トンから三十万トンくらいの間にあると考えております。

○田中(利)委員 そうしますと、事業団によつて中小炭鉱の買い上げがどん

どん進められていくれば、低品位炭を探炭しておる中小炭鉱は、この出資者がから除外されるのではないかという問題

と、それから生き残つた優秀な中小炭鉱だけの経営の改善になるというこ

とにもあるのではないかと思うので

が、この点についてお伺いいたし

たい。

○齋藤(正)政府委員 そういうような御心配は全然ないようやりたいと思つております。おもなものというよ

うに申されました。これはそれ以外の炭鉱の参加を拒むという考えは毛頭ございません。ただ話を進める上に便宜であるからというので、代表として数社入つてもらうというだけでありま

で、出資を希望いたしますれば、その

会社はもちろん出資を認めていこう。

それから石炭の供給につきましては、出資をするにかかるわらず、

石炭業者の団体と新設会社との間に石炭の価格、数量について一定の供給の

基本契約をいたしまして、その契約通じて必要な資金の確保ができるなかつた

際には、本法案の実施期間が延長され

ると思うのですが、この財政投融資額が入

たしますが、本法の第六条には「政府

は石炭鉱業合理化実施計画に定める石炭鉱業の合理化のため実施すべき工事に必要な資金の確保に努めるものとする。」かよういうたつてあります。資金のうちに当然財政投融資額が入ると思うのですが、この財政投融資額の計画が変更された場合、そうに該当するものについては合理化資金を全額融通しない、そういう考え方を毛頭ございません。現在この買上基準度の能率まではございませんでありますならば、中小企業が圧迫を受け追いかけて、炭価の引き上げが困難となつてくるのじゃないかと思うのであります。そうしてみますならば、本法は直接買入しないが事実は真綿で首を絞めるように買い上げられるようになります。そこには、中小企業が圧迫を受け追いかけてくる、こういうことになります。そこよりも若干低いところにきまるところです。それで、その点で常磐地区は当然ほかのところにありますので、その点で常磐地区は、この点についてお伺いいたします。

○田中(利)委員 先ほど買い上げ基準で御質問がありましたときにお答えいたしましたように、買い上げの基準は地区別に品位も能率も変えます。も

が、月産四千トン以下の炭鉱の大部が買上げの対象予定とすれば、第一年度より合理化計画を受けないことに

なるのか、この点もお尋ねします。も

し、それが五五年とあります。実はでき

るだけ早くやりたいのですが、ありますか

ら、財政資金につきましては必要なも

のは十分に出してもらうようにすでに

大蔵大臣の方とも話をつけまして、こ

の法案を作つた次第でありますから、

この点については十分のことでした

ておるつもりであります。

○田中(利)委員 重ねてお尋ねします

が、月産四千トン以下の炭鉱の大部

が買上げの対象予定とすれば、第一

年度より合理化計画を受けないことに

なるのか、この点もお尋ねします。も

し、それが五五年とあります。実はでき

るだけ早くやりたいのですが、ありますか

ら、財政資金につきましては必要なも

のは十分に出してもらうようにすでに

大蔵大臣の方とも話をつけまして、こ

の法案を作つた次第でありますから、

この点については十分のことでした

ておるつもりであります。

○田中(利)委員 重ねてお尋ねします

が、月産四千トン以下の炭鉱の大部

が買上げの対象予定とすれば、第一

年度より合理化計画を受けないことに

なるのか、この点もお尋ねします。も

し、それが五五年とあります。実はでき

るだけ早くやりたいのですが、ありますか

ら、財政資金につきましては必要なも

のは十分に出してもらうようにすでに

大蔵大臣の方とも話をつけまして、こ

の法案を作つた次第でありますから、

の程度の合理化が可能か十分見通しをつけて、買い上げを促進すると同時に、中小炭鉱の合理化の促進をはかりたい、こういうふうに考えております。

○田中(利)委員 買上炭鉱の採掘権及び鉱業権の評価については、事業団が基準をきめると二十六条の第二項第一号に規定をしておりますが、その政府の構想している基準案がありましたならばこれを明示していただきたいと思

ります。

○齋藤(正)政府委員 鉱業権の評価につきましては、従来伝統的な評価方法があるようございます。たとえばホ

スコルド方式というようなものがございまして、大体業界で一般的に認めら

れておる方式があるようになりますから、こういった方式に従ってその炭層、鉱区の埋蔵炭量、炭質、それから探掘のための条件の難易というふうなものを考慮してきめることになりますか

。それから一般の鉱業施設につきましても、これは一般の評価方法すなわち大体取得価格から一定の償却をした

価格、本来あるべき帳簿価格というよ

うなものになるべき帳簿価格などがあるべき帳簿価格を基準にして実際の損耗度なり何なりを考慮に入れて認定することになります。

○田中(利)委員 実際買上評価価格と炭鉱の負債のアンバランスとなつた場合に、負債支払いにも不足を生じた場合に、この事業団はいかなる処置をとるの

のでありますか、この点について伺いたい。

○齋藤(正)政府委員 会社によりま

るお話をどのように問題が起ることは考えられます、これは、買い上げにつきまして問題のありますものにつきま

しては、地方の通産局の関係官それか

ら金融機関あるいは一般の資材代その他の債権者というような関係者の代表による委員会のようなものを作りま

して、そういう利害関係者の利害の調整をはかるというふうにやつていきた

い、再々お話ししましたように、債権者なり経営者なりあるいは労働者

なり、そういうほかの方面で非常に強

い反対があるような場合には、実際に買い上げが困難になりますので、買

い上げを促進する意味で関係者に十分了解を取りつけるような措置は通産省の

通産局を通じてやっていきたいと思

ております。

○田中(利)委員 特に買い上げ炭鉱が関連しておる産業に対して負債を持つ

ておる場合、その関連産業において労働者に対する未払い賃金を生じた場合いかなる処置をとるか、この点をお聞

きします。

○齋藤(正)政府委員 関連産業の未払

いにつきましては、実はこの事業団でもそこまで調査も不可能でございます

が、資材代金について十分な支払いが確保されるよういたしますれば、こ

の問題は解決するのじゃないか、そ

ういう面にも今申しました委員会等を通じて、単純に金融機関等の一方的な利

益を確保するということにならないよ

うにやつていいみたいというふうに考

えております。

○田中(利)委員 第三十四条は賃金の代位弁済を規定しておりますが、この買い上げによる影響は直接に鉱山労働者にも及ぼすことはもちろんであります

が、関連産業の労働者全体さらに特に下請負程度の中小企業に及ぼす影

が、これらに対してもどのようにお考

になつておるか。

○齋藤(正)政府委員 この事業団が直

接鉱業権者のさらに債権者に対して交渉を持つことは不可能でございます。

○田中(利)委員 第三十六条には納付金のことを規定しておりますが、日本

石炭協会が六月作成したところの石炭

業界の現状という資料によりますな

らば、二十九年度の大手十八社の収益

状況といふものは、退職手当引き当

て、償却引き当てを十分にしないで、

また法人税、還付金も営業外収益より

除外して計算しておりますので、トン

当たり二百三十円の赤字となつておる

であります。これらの引き当て不足

を正確に計上して、正常なる操業に必

要なる維持費の問題あるいは修繕費の

繰り延べを計算していきますならば、

実際の赤字はトン当たり五百七円になる

と報告しておりますのであります。さら

にこれに加えて合理化計画の進行によつて償却引き当てを増額し、かつトン

当り二十円の納付金を計上するとすれ

ば、トン当りの赤字はもっと大きくな

るのではないかと思うのであります。

○田中(利)委員 第三十八条以下では

納付金の強制徴収を規定しております

が、第二十九条では地方税に準じて意

納した場合は処分すると規定しております

が、この規定の法的根拠はどこに

求めおるか、その点をお伺いしたい

と思います。

○齋藤(正)政府委員 この納付金はも

ちろん税金ではございません。ただ公

租公課というその公課に準じた性質の

ものであるというふうに考えておりま

す。すなわちこの事業団は公法人でございまして、公法人がその事業の運営

に要する金を徴収する場合であります

が、重要な点は炭鉱の経営コストで計

しましてはこういうふうな処置をとる

ことはほとんどないのじゃなかろう

か、今まで臨鉱法の運用上もこういつ

た強制執行をいたしたというケースはほとんどございませんので、実際問題

だけ生産能力が減りますと、結局残

存炭鉱はその分だけ操業度を引き上げ

ることができます。三百六十トンと申します

と実際の出炭量に比べまして七%ぐ

らいになるわけですが、それだ

け下りますれば今まで再々御説明申し

上げましたようにやつていきたいと思

ております。

○田中(利)委員 本法案の第五章、販

売価格及び生産数量の制限についてで

あります。第五十九条では、石炭の

生産費を基準とし、石炭の輸入価格、

石炭以外の燃料の価格その他の経済事

情を参考して石炭の販売価格の基準額

が固定費である。従つて操業度が上

げましたように、石炭鉱業は、全コ

ストの七割程度から八割程度近くまで

信があるか、その点についてお尋ねします。

○齋藤(正)政府委員 現在の炭価といふものが実は非常に問題でございまして、これは電気料金の価格のように一

本の価格ではありませんで、今まで再お話を出ましたように、一般のものに比べて、千円もあるいはそれ以上も安い価格で置かれておるものもござります。その間のいろいろ段階がござりますので、それをとらえて何割下る

ます。その割合を定めると、それが非常に問題でござりますが、これがコストとしては大体二割程度下るといつておるのでございまして、それに対して二割下るとい

うことは、もちろん困難であると思つております。それからお話を現在の赤字の点もござりますので、そういう前提で考えました場合に、それではどのくらい下るかという点でございますが、これは今申し上げましたよ

ういう前提で考えました場合に、それは健全な経営ができるというような前提のもとに標準価格というのを定めることももちろんございます。そ

ういう前提で考えました場合に、それは健全な経営ができるというよう

な前提のもとに標準価格というのを定めることももちろんございます。そ

ういう前提で考えました場合に、それは健全な経営ができるというよう

な前提のもとに標準価格というのを定めることももちろんございます。そ

ういう前提で考えました場合に、それは健全な経営ができるとい

うか、お聞きいたします。
○齋藤(正)政府委員 この規定は、合

理化を促進するために必要な規定であります。それでございますが、この勧告より強くいたしますと、命令という以外に

個の会社に偏別にする形になりますので、それを命令に変えますと、これは命令によりまして起る損失というものを

を政府が完全に補償しなければならぬということになつて参ります。この辺にいたしたわけですが、実際に財政的に相当無理な点が生すること

が懸念されますので、勧告ということがござりますが、この勧告は個の会社に偏別にする形になりますので、それを命令に変えますと、これは命令によりまして起る損失というものを

を政府が完全に補償しなければならぬことを政府が完全に補償しなければならぬ

ことを政府が完全に補償しなければならぬ

ことを政府が完全に補償しなければならぬ

ことを政府が完全に補償しなければならぬ

ことを政府が完全に補償しなければならぬ

ことを政府が完全に補償しなければならぬ

も、一般公共事業、緊急就労事業、鉱害復旧事業あるいは北九州の川崎線工事等があげられておりますが、これらはいずれも移動性の激しいものであつて、一時的な失業吸収対策だけであり

ます。北九州の川崎線の問題が、合

任で失業者を出すのでありますから、政府は責任を持つて、これらの人たちの権利を尊重する意味から、恒久的な職業あつせんというものをしなければならないと思ひます。これについて政府の考え方を明らかにしていただきたいと思ひます。

○田中(利)委員 労働政務次官にお尋ねいたしますが、この勧告で大体目的を達成すること

はこの勧告で大体目的を達成すること

がこの勧告で大体目的を達成すること

はこの勧告で大体目的を達成すること

はこの勧告で大体目的を達成すること

はこの勧告で大体目的を達成すること

はこの勧告で大体目的を達成すること

はこの勧告で大体目的を達成すること

にいたしました。北九州の川崎線の問題が、合

たします。北九州の川崎線の問題が、合

たしますが……。
〔発言する者多し〕

○田中委員長 御静爾に願います。
○小平(久)委員 ただ、言うまでもなく本法案は、政府のいわゆる総合燃料対策の一環として提案をされたものだと思います。そこで例の重油ボイラーの制限とか、あるいは重油関税の復活とか、こういうものの一環としてという

と思います。そこで例の重油ボイラーの制限とか、あるいは重油関税の復活とか、こういうものの一環としてという

と思います。そこで例の重油ボイラーの制限とか、あるいは重油関税の復活とか、こういうものの一環としてという

と思います。そこで例の重油ボイラーの制限とか、あるいは重油関税の復活とか、こういうものの一環としてという

思います。そこで例の重油ボイラーの制限とか、あるいは重油関税の復活とか、こういうものの一環としてという

だと思います。そこで例の重油ボイラーの制限とか、あるいは重油関税の復活とか、こういうものの一環としてという

だと思います。そこで例の重油ボイラーの制限とか、あるいは重油関税の復活とか、こういうものの一環としてという

だと思います。そこで例の重油ボイラーの制限とか、あるいは重油関税の復活とか、こういうものの一環としてという

だと思います。そこで例の重油ボイラーの制限とか、あるいは重油関税の復活とか、こういうものの一環としてという

だと思います。そこで例の重油ボイラーの制限とか、あるいは重油関税の復活とか、こういうものの一環としてという

を意図しておるのでありました。が、逆に炭価が上るのじやないか。従つてそうむやみに売り渡しはできぬというようなことも聞きまするし、あるいはまた根本的に、企業家としては、長年自分がやつてきたこの企業をそな簡単だ、しかもこれがこの法律の根本をなつた当然だらう、その空氣の中にあつて、簡単に申し出によつて買い取るのだ、しかもこれがこの法律の根本をなしておる条文ありますからして、私は、本法がかりに成立いたしまして、政局が所期するような目的を果すことはなかなか容易でないのじやないかといふ気がいたすのであります。資金の面も、通産大臣から大蔵大臣にもあらかじめ打ち合せたら大丈夫だというようなお話もありましたが、どういふいろいろな条件を考えてみますと、なかなか容易じやないという気がするのであります。が、こういう条件のもとにあって、政府の根本的な心がまえとして、一体どういうふうにこれをやつていこうという考え方であるかをこの際最後に一言伺つておきたい。

○石橋國務大臣 お説のように、この法案の実行はなかなか大へんだと私も考えております。これは法案を御協力

策、総合的に今後の日本の燃料対策、エネルギー対策をどうするかという観点から石炭も考慮しなければいかぬ。

従つて先ほどお話をありましたよう

に、重油の問題とも非常な深い関連がありますから、石炭界から一方的に手放したくないという気持ちもこれまた当然だらう、その空氣の中にあつて、簡単に申し出によつて買い取るの

業は行けませぬから、重油の規制もありますが、これはよほどむずかしい。

石油についてではよほどの考慮をしつつ思ひませんし、またそれでは日本の産

業は行けませぬから、重油の規制もあ

りますから、ぜひ一つ重油の方も御考

慮願いたいと考えております。これは

非常に決意をもつてやるつもりでおり

ます。

○小平(久)委員 そこで炭鉱の買い上

げの問題に局限して考えた場合に、大

体重油ボイラー等の規制の法案におい

ては、ボイラーの再転換まで政府は勧告できるという勧告権を裏づける法

案を出しておるわけです。ところがむ

しる今度の法案は、一画においては炭

鉱全般としてはある意味においては炭

鉱の救済策という意味もあると思う。

これは国全般の必要から言えれば必ずし

もその救済だけではないという見方も

あります。しかし実体から言えば

ば、このままにしておいてはやがて崩

壊するであろう石炭業界を立て直すと

いう意味があると思う。にもかかわらず

これだけの施策をするのに、炭鉱の買

い上げについては、この買い上げは單

に希望だけによってやるのだというこ

とで、お前のところは一定の基準に合

わぬから売つたらどうだという勧告

をする権限すらこの法案にはうたつて

おりません。同時に、これは石炭だけ

ではありませんから、決して甘く見ており

ません。相当な困難が伴う、それを打

ち破つていかなければならぬと考えて

おります。同時に、これは石炭だけ

ではないから売つたらどうだという勧告

をするのではありませんから、そこま

でいくつもはございませんが、申

し出で、それから行政指導というの

はあります。ある程度やる必要も起ります。

その他のいろいろな規定が、従来の例から申

しますと、いすれもが業者の申し出、願い出というか、それによつて共同行

為を認可する。いすれにいたしまして

も、業者の自発的意願というものがま

ず根本になつておつたのであります。

しかしこの法案によりますと、表向き

するのだと、こういう建前になつておる

す。そこで先ほども申し上げました

のことを心配する方もあることは承知

ない。自由申し込みだけを待つておつ

たのではなかなか思うように計画通り

にいかぬという場面が現われるよう

場合は、実際問題としては勧告権は持

たないでしようが、果してどういう処置をとられるのか。いわゆる行政指導

がやつていくこともあるのか。さらに

またそれでもなおかつ目的を達しない

という場合には、最後には強制買収等までやつてもこの法案の目的を達しよ

うという決意があるのか、その辺のところを一つお聞かせ願いたい。

○石橋國務大臣 ちょうどお話をと逆の心配をしている人もあるって、一方にお

いては合理化によってコストの安い石炭

鉱が出てくる。その圧迫をこうむつて

中小炭鉱がいよいよ困るだろうと心配

される方もあります。これもごもつとも

あります。ですから現状においては、認

めなければならぬという状態に立つておる

がどうか。こういう点について、まず

公取委員長のお考を承わりたい。

○横田政府委員 今回の法案によりま

す指示に基く共同行為の点でございま

すが、これは六十二条にいろいろ規定

してありますように、それは「見不況

カルテル」に非常に近いいろいろな要件

が規定してございますが、しかしこの

六十二条の根本の考え方は、その前の

第四章以前にございますいろいろな石

炭鉱業合理化基本計画の一環といたし

まして出て参るものでございます。従

いまして非常に似た点はござります

が、基本的な考え方が違います結果、

ここにおきましたやや一つの統制的な

行為としまして政府の指示といふこと

が中心になりまして、その指示を中心

として共同行為といふようなものが行

われる、普通の不況カルテルあるいは

合理化カルテルというのとはやや方向

の違つた形になつておりますのはそぞういう関係からかと思うのであります。

私ども石炭鉱業合理化、この法案につきましてはいろいろ根本問題もございましょうが、しかし現在の石炭鉱業の実情から申しまして、やはり何とかして政府がある種の統制行為を行ななければならぬという点につきましては私ども同感でございまして、従いまして不況カルテルの規定あるにかかわらず、さらにそれに加えましてこのわざと不審に思いますのは、もちろん

いましょうが、しかし現在の石炭鉱業の実情から申しまして、やはり何とかして政府がある種の統制行為を行なはなければならぬという点につきましては私ども同感でございまして、従いまして不況カルテルの規定あるにかか

ります。

○小平(久)委員 そこで次に承わります。ですが、この共同行為の関係につきましては、公取との間では事前の協議、事後的通知、そういうことで大体済むことになつております。このうち私がち

まして不況カルテルの規定あるにかかわらず、さらにそれに加えましてこの

ようやく政府の指示に基く共同行為といふことが、やはり石炭鉱業について認められていいのではないかというふうに考へるわけであります。

それから現在の石炭鉱業がいわゆる独占禁止法上の不況カルテルの条件を備えておるかどうかという点でございまます。これは実は最近の詳しい材料を私ここに持ちませんので、はつきりいたしませんが、今年の初めあるいは

昨年の暮れ等の状況におきましては、ほぼ不況カルテルに近い要件にはまるような状況にあるということを、公取の事務局方面でもいろいろ調べました

結果言つておるわけでございます。しかしこれはやはり業者が自発的に歩調をそろえまして認可の申請をいたすと

いう点になりますると、またここにいろいろむずかしい問題があるようでござります。そういうような関係からし

て、公取の本來の立場上必要じやうな点はどう考へておられますか。

○横田政府委員 この点は、結局六十二条、六十三条の生産制限、販売価格の制限等の問題は、先ほど申しました

ように、政府の指示が中心になりますて、行なわれるものでございまして、運営の業者が自発的にやります共同行為と二条あるいはそれ以下にございますよ

うな規定は、ある意味におきまして現在の石炭鉱業の非常に行き詰まりました点を開けるためには、ある程度効果がある制度ではないかと考へております。この一

と二の要件はもちろん通産大臣が指示をされます際の要件でもござります。

○小平(久)委員 これがその指示に對して協議を受け、協議に對して公取の意見を申します際が、六十八条におきまして公正取引委員会が、その指示に對して公取の意見を申します際

に進んでおるわけでございます。

○小平(久)委員 この点は、あって通産大臣が發します共同行為の指示、この内容はこの六十四条に規定してあります。特にそのうちの第二号の

「一般消費者及び関連事業者の利益を保護する」に當るおそれがないこと。これだけが認定して、これに適合しないような場合には通産大臣が共同行為の指

示を変更し、取り消しすればよいこと

も、この法案から申しますと通産大臣は当然のこととあります。ここに規定されておる。そうするとこれの認定は、特に一般消費者の利害といふ

要件は、年に一度ございまして、こういふ形で参ります場合に、公正取引委員会が通産大臣の行なれます統制行為に對して、その取り消しを請求すると

か、あるいはそれがかなつた場合に、さらに法令にたくさんござります

に、さらには公取の方では、これは相当重大問題ではないかといふお話をございましたが、この点はもともとこれは一

年以内に書いてないようなので私は

私が申しました一般消費者に不当の害を与えるようになつても、公取の方か

りませんかといふくらいのことは、申

りませんかといふくらいのことは、申

りませんかといふくらいのことは、申

し出る権限を公取としては持つておる

すれば、その了解に基きまして文書の出せ、そういうことでやらせるといふのか、実際のやり方ですね、そこをちょっと御説明願いたい。

○齋藤(正)政府委員 今のお話は合理化計画というよりも、一種の生産数量の問題についての御質問ではないかとあります。従いまして公取としましては、ことにこの二の要件につきましては、相当重点を置いて参りたいと考えておるわけでございます。しかしながら

とおらず、従つて石炭業の合理化はもちろん重要であります。同時に一般消費者は国民生活に非常に影響があると私は思つておるわけですが、同時に一般消費者の利害といふものをよほど重視し

て――当然かかつておられましょうが、その必要が大いにありと、かよう

に考えておる。この法案では、これは相当重大問題ではないかといふお話をございましたが、この点はもともとこれは一年以内に書いてないようなので私は

これが全般的にたゞえば本年度四千三

五百万トンになりますれば、大体この

度に自分のところは掘つても売れる

といふ見通しをそれぞれの事業者は持つておりますので、その見通しに基いて各業者が個々に生産をいたすわけ

あります。それによつて生産が過剰になりますれば、先ほど御質問がありま

した規定によりまして生産の制限なり何なりすることも起り得るわけであります。

○小平(久)委員 そこがはつきりしな

いのです。国一本で大きく本年度は何千何百万吨という計画だといつて、

あとは業者にまかしておくのだ、これ

は実際問題として計画に近い数量が出

ます。それによって生産が過剰になります。それから局長に一、二点だけお聞きしますが、今度の法律案の実施に当つて、実際がどういくのかということ質問した、こういう点は運用上ぜひ御留意をこの際願つておきたいと思ひます。

それから局長に一、二点だけお聞きしますが、今度の法律案の実施に当つて、実際がどういくのかということ質問した、こういう点は運用上ぜひ御留意をこの際願つておきたいと思ひます。

○小平(久)委員 その点は、結局六十二

条、六十三条の生産制限、販売価格の制限等の問題は、先ほど申しました

ように、政府の指示が中心になりますて、行なわれるものでございまして、運営の業者が自発的にやります共同行為と二条あるいはそれ以下にございますよ

うな規定は、ある意味におきまして現

に尊重していただくこと、それから要件が欠けるに至つた場合に、公

正取引委員会からいろいろ通産省の方へ公取の意見を申し出ました際には、それを十分に尊重していただくこと、こう

いう了解が実はできておりまして、も

う不安定な要素をかかえながら、どうして表だけ見れば、何年先には何千何

百万トンで炭価はどう下るかといふよう

に、いかにもきわめて計画的な内容

に、法案そのものもなっておるし、御説明もそうなつておる。ところが一步掘り下げるにすると、自由だ、こういうことになつておるが、そういうことはそれででありますか。

○齋藤(正)政府委員 今御答弁いたしましたのは言葉が不足しておつて十分おわかり頗えなかつたかと思ひます。が、各炭鉱はそれぞれ自分の販売分野をとつてあります。全体の需要量がこれだけ、それからその需要量の内訳は、たとえば電力用はこれだけあるいはガス用はこれだけというふうに需要の内訳が大体わかりますれば、その会社が自分でどのくらい売れるかという見当がつくわけであります。たゞむしろ需要側の、たとえば農水の、山の陳情等を聞きまして、そのうちに何が、今度の処置によつて買取される鉱山、その場合に労働者に対する処置となると、それが、今度の処置によつて買取される鉱山の事務系統の者は、体どういう取扱いになるのですか、その点を伺つておきます。

○小平(久)委員 お聞かせ願います。過ぎたようですが、時間もだいぶ過ぎたようですから、このくらいにしておきます。なおいろいろこまかい点をお聞きたいのですが、時間がありませんから省略いたしまして、最後に、先般われわれは北海道の方に視察に行つたのでありますが、そのときいろいろの点を伺つておきますが、そのときいろいろの問題で非常に需要が変動したというような場合には需給関係が狂つてくることが考えられますので、その場合は政府の指示によつて生産制限を一時的にやるということは考えられるということを申し上げたのであります。

○小平(久)委員 それではお伺いいたしましたが、通産大臣が指示をして共同行為をさせたといふ場合に、その共同行為に反した行為をする、つまり協定よりもたくさん出したとか、そういう場合に罰する罰則がありますか。

○齋藤(正)政府委員 これは罰則等はございません。ただ指示に基いて関係業者が協定をとることができる、指示の範囲内で協定をする限りは、これは完全な適用外であります。その協定である程度お互いが牽制し合うという措置をきめることは、もちろんその程度

をこえない限りにおいては許されることがあります。

○小平(久)委員 どうも聞いておりましたのがかかるんだというか、はなはだ不確定のもの上に、きわめてがつちりした計画が立つてあるという感じがするのであります。時間がだいぶあります。お問い合わせのとおりま

すとたがかるんだというか、はなはだ不確定のもの上に、きわめてがつちりした計画が立つてあるという感じがするのであります。時間がだいぶあります。お問い合わせのとおりま

れば、大企業をつぶす必要がある場合もありましょ、中小企業をつぶさなければならぬ場合もありますが、これは実際の問題でありますから、だれがやりましても、合理化するときは、整理をするとすればだれかを整理しなければならない、できるだけ整理することなしに中小企業を助けていくというのが私どもの願望であります。ですが、これはたとえば日本の石炭でいえば、石炭のコストを下げる、合理的な手段の石炭を供給し、かつ日本の石炭全體全体を生かすためには、ある程度の犠牲を払つてもらう必要も起りますが、これがどこへいくかというと、われわれは特に中小企業を持つてゐるわけを払つてもらわなければならぬ部分にはお気の毒を被つてございません。ほんとうの大局から見て、かかるべく犠牲を払つてもうか、あるいは労働者に犠牲をよけい払わせるという氣持でやつてゐるのでは決してございません。

○永井委員 われわれは言葉のあやで

行の救済になるのだといふ現実は明らかだれがやりましても、合理化するときには、整理をするとすればだれかを整理しなければならない、できるだけ整理することなしに中小企業を助けていくというのが私どもの願望であります。ですが、これはたとえば日本の石炭でいえば、石炭のコストを下げる、合理的な手段の石炭を供給し、かつ日本の石炭全體全体を生かすためには、ある程度の犠牲を払つてもらう必要も起りますが、これがどこへいくかというと、われわれは特に中小企業を持つてゐるわけを払つてもらわなければならぬが、これだけのこと

炭の価格は二割コストが下る、こう言つているけれども、その二割下る根拠というものは數字的に何ら示されていません。金は大企業へつき込むだけは正確にできる。そして集約されてくる事実の結果は正確に出でる。しかしその結果としての石炭の炭価切り下げない。金は大企業へつき込むだけは正しいわゆる失業対策でない、恒久的な職場を多く作るということに努力したいと思つておりますが、そういうことによりは、私はもつと事業を興して、おやや、そこから現われてくる結果はどうかというと、失業者に対する対策も何ら具体的なものはない。あるいはこうなるという見通しは何もない。石炭の価格は二割コストが下る、こう言つているけれども、その二割下る根拠というものは數字的に何ら示されていません。金は大企業へつき込むだけは正確にできる。そして集約されてくる事実の結果は正確に出でる。しかしその結果としての石炭の炭価切り下げない。金は大企業へつき込むだけは正しいわゆる失業対策でない、恒久的な職場を多く作るということに努力したいと思つておりますが、そういうことに

よつて、大企業へつき込むだけは正しいわゆる失業対策でない、恒久的な職場を多く作るということに努力したいと思つておりますが、そういうことに

○永井委員 時間がありませんので何ですが、ただいまの大臣の答弁をもう一度、こういうことには強力に努力したい、かように考えております。

○永井委員 時間がありませんので何ですが、ただいまの大臣の答弁をもう一度、こういうことには強力に努力したく、かのように考えております。

いたしまして、われわれは次の討論に

おいて十分徹底的に戦います。

○田中委員長 伊藤卯四郎君。

○伊藤(卯)委員 最大何分時間がありますか。

○田中委員長 十二時半までにお願いできればけつこうであります。

○伊藤(卯)委員 時間がきわめて制約されていますから、簡単に最後に何点か伺つておきたいと思います。

先ほど自由党の小平君からも、この法案は質問をし、審議をすればするほどなつておらぬということを言われました。従つてこの法案に自由党は必ず反対されるだろうと私は信じます。また私もこの法案が正直なところ作成されたおらぬといふことを言つておきます。

私が入つておらない、膨大な国家資金をつき込んでそれを具体的に生かす筋金が入つてない。これは先ほど小平君も言われたように、需要と生産の関係といふものについて何ら規制すべき何ものもない。これはこの間から私も十分論議をしてきておったが、この点が明らかになつていなければ、この法律のほんとうの筋金が入つていないのです。そういうことは別に今論議しておるわけではありませんからいたしませんけれども、單的に言うとそういうことです。私が何点か最後にお尋ねしておきたいと思いますことは、五年後の三十四年度に四千九百万トンまで需要を拡大するということを政府はおしゃつておられるのですが、この新しい需要増の見込みについて、重油との関係をどのように具体的に計画的にこれを作つておられるのか、あるいは低品位炭の新しい需要増としてのガスなり電気なり、その他のものに対してもどのような需要増の数字を作りになつ

ておるのか。

○齋藤(正)政府委員 重油につきま

ても前にお答えしたかと思いますが、鉱工業用の重油、すなわち石炭に関する

あります重油につきましては、七十万キロ程度を減らすということになつておりますが、その中でこの石炭の需

要増として見込みましたのは、八十七万トンでございます。(「数字が違うよ」と呼ぶ者あり)これは非常に確實に見込むという考え方と、それから一部はガス、煉炭というふうなほかの需要にまわっておりますので、そういうふうな計画をしたわけであります。それから八十七万トンの問題でございましたが、これは先程も御説明いたしましたように、この油から転換されるものは主として現在ボタで捨てられておりますものを活用するという考え方でございまして、これはこの生産数量から外数に考えておるわけであります。

○伊藤(卯)委員 今重油を七十万キロリットル今後切つていくとおっしゃるのは、昨年度の五百三十七万から七十五万切るとおっしゃるのですか。今度の重油ボイラード規制する、さらにプラス七十万切るうとされるのであるか。

そういたしますと、四百五十万キロリットルくらいに今後なるということであるが、そのように重油を制限されないかるのであるか。それからこれを石炭の立場から制限をされるのならば、石炭に換算するならば、百四十万トンの石炭がふえなければならぬはずであるが、それを八十万トンという見込みはどういう計算をしておられるのか。その点を一つ伺います。

○齋藤(正)政府委員 これは、私が先ほど申しましたように、鉱工業用の重油すなわち石炭と競合する面の需要に

ついて、二十九年度の実績に比べまし

て、今お話をしました七十万キロ程度を減らすということを申し上げたわけであります。それでいくわけではありますから、配

用というような、毎年確実にふえていく需要がござりますので、その分は別に必要がござりますので、その分は別にふえていくわけではありますから、配

用といつしましては、もちろんその

需要がござりますので、その分は別に必要がござりますので、その分は別にふえていくわけではありますから、配

用といつしましては、もちろんその

需要がござりますので、その分は別にふえていくわけではありますから、配

の通りですか。いわゆるボタ山から選り出したものを低品位炭としてガス化

やら火力発電に使う、こういうようにお考えになつておるのであります。先ほど

お答えになつておるのであります。先ほど

きましては、三千五百カロリー程度の石炭を二十万トンないし三十万トン年間で使うといつて計画でございます。そ

れから製塩事業につきましては、現在

あります。それで三つの計画が確定しておりますが、三

つ合せて年間七万トン程度の塩の生産

量でございますから、石炭の品位にも

あります。ただしガス十万トンないし十五

万トン程度が使用されるということに

なるわけでございます。

○伊藤(卯)委員 それは年々十万トン

ぐらい使用されるということですか。

○齋藤(正)政府委員 その通りでござ

ります。

○伊藤(卯)委員 それは年々十万トン

ぐらい使用されるということですか。

○齋藤(正)政府委員 その通りでござ

ります。

○伊藤(卯)委員 どうもそういう点意

見を伺つておつてまことにきつちりと

していいないです。もつとも法案自身

がさつきから申し上げるようにきちんと筋金が入つておらぬのに、それ

に枝葉をつけるというのだからなかなか

あんなの答弁は苦しい。私は同情に

がたきから申し上げるようにきちんと筋金が入つておらぬのに、それ

に枝葉をつけるというのだからなかなか

あんなの答弁は苦しい。私は同情に

れがない。だから従つて非常貯炭が起つた場合においても責任を持たぬでもいいということになる。だからこういう点がなつてないんです。こういう点がまるきり法案としての体系をなしていません。そこで一体、それにしておらず、そこで一応、それにしておらず、それは生産制限だけで押えつけていくといふことだけではこれは私は問題にならぬと思うのです。だからやはり経済界変動、天災地変で非常貯炭ができれば、これに対するはすみやかにやはり責任処置というか、政府が何らかの責任処置をするということでなければならぬという意味は何もないと思う。ところがこういう点においては法律の上からこれを具体的に解決しなければならぬという点は何にもありません。昨日でしたか、この間から中小炭鉱の分の未払い労働賃金に対する金融融資の問題——これも四、五ヶ月か半年ぐらいになつておるようですが、たとえば九州の分につきまして信用保証協会が政府の預託を受けこれを銀行に預金しておる、そしてこれを貸すというような処置をおとりにならうとしていたようであるが、解消ができたといふことを齊藤石炭局長は大臣に耳打ちをしておられたようであるが、まだこれは解決しておりませんよ。これは県議会を開かなければならぬ。県議会はまだ聞いておらないではありませんか。そういうことで、一体いつの日になつたらそういうことが解消するのか。今までで解決しないではありませんか。従つて今法律を作つても、非常貯炭の場合に融資をいたしますぞといつても、それが半年も八ヵ月も一年もか

かるということになれば、それは未払の資金の解決も、山の再建も何もできません。そこで一応、それにしておらず、それは生産制限だけで押えつけていくといふことだけではこれは私は問題にならぬと思うのです。だからやはり経済界変動、天災地変で非常貯炭ができれば、これに対するはすみやかにやはり責任処置というか、政府が何らかの責任処置をするということでお生ずる危険はないと思います。しかし万一ある程度の狂いが生じた場合には、これはそのときの行政措置でやる以外に道はないと思います。あらかじめ需要をどうするということは法律で認められないとは私は思います。○伊藤(卯)委員 この法律でやるといつたつて法律にそれがないじやありませんか。需要計画といつたつて法律にそれがあるいは經濟審議院がつくつておらぬじやありませんか。従つて貯炭が二百五十万トンそのために余つたじやありませんか。こういうことは必然に起つてくるのです。それから経済界の変動によつても起つて参ります。そんなら今度非常貯炭ができたから、あと貯炭は一つもないようにしてよい、かといふれば、そうはいきません。やつぱり経済界の変動といふことあります。それからまた旱魃続もありましよう。それからまた渇水で非常に炭が要るという場合もあります。そういう場合のためにやはり二百万トンや三百萬トンや四百萬トンくらいの非常貯炭といふものは、ある場合には常になければならないのです。国家として一国の産業経済、國民生活を維持していくために必要の方を押えていこうというような程度じゃありませんか。そうするならば、産をするといふことも何も書いてないじやありませんか。ただ余つたら生産障する」と何にも書いてないじやありませんか。ただ需要計画といつたつて法律にそれがあるいは經濟審議院がつくつておらぬじやありませんか。従つてこれに見合う程度の生産をするといふことも何も書いてないじやありませんか。ただ余つたら生産とを齊藤石炭局長は大臣に耳打ちをしておられたようであるが、まだこれは解決しておりませんよ。これは県議会を開かなければならぬ。県議会はまだ聞いておらないではありませんか。従つて非常貯炭のできるということは当然です。生産は勝手にお前たち自由にやれ、掘り過ぎたら押えるぞ、ただこれだけではありませんか。そうすれば、従つて非常貯炭のできるということは、これまでで解決しないではありませんか。従つて今法律を作つても、非常貯炭の場合はよく売ろうといふような、いわゆる競争がよけい激しくなつてくれでしようし、また依然としてそこに

かかるということになれば、それは未払の資金の解決も、山の再建も何もできません。そこで一体、それにしておらず、それは生産制限だけで押えつけていくといふことだけではこれは私は問題にならぬと思うのです。だからやはり経済界変動、天災地変で非常貯炭ができれば、これに対するはすみやかにやはり責任処置というか、政府が何らかの責任処置をするということでお生ずる危険はないと思います。しかし万一ある程度の狂いが生じた場合には、これはそのときの行政措置でやる以外に道はないと思います。あらかじめ需要をどうするということは法律で認められないとは私は思います。○伊藤(卯)委員 この法律でやるといつたつて法律にそれがないじやありませんか。需要計画といつたつて法律にそれがあるいは經濟審議院がつくつておらぬじやありませんか。従つて貯炭が二百五十万トンそのために余つたじやありませんか。こういうことは必然に起つてくるのです。それから経済界の変動によつても起つて参ります。そんなら今度非常貯炭ができたから、あと貯炭は一つもないようにしてよい、かといふれば、そうはいきません。やつぱり経済界の変動といふことがあります。それからまた旱魃続もありましよう。それからまた渇水で非常に炭が要るという場合もあります。そういう場合のためにやはり二百万トンや三百萬トンや四百萬トンくらいの非常貯炭といふものは、ある場合には常になければならないのです。国家として一国の産業経済、國民生活を維持していくために必要な方を押えていこうというような程度じゃありませんか。そうするならば、産をするといふことも何も書いてないじやありませんか。ただ余つたら生産障する」と何にも書いてないじやありませんか。ただ需要計画といつたつて法律にそれがあるいは經濟審議院がつくつておらぬじやありませんか。従つてこれに見合う程度の生産をするといふことも何も書いてないじやありませんか。ただ余つたら生産とを齊藤石炭局長は大臣に耳打ちをしておられたようであるが、まだこれは解決しておりませんよ。これは県議会を開かなければならぬ。県議会はまだ聞いておらないではありませんか。従つて非常貯炭のできるということは当然です。生産は勝手にお前たち自由にやれ、掘り過ぎたら押えるぞ、ただこれだけではありませんか。そうすれば、従つて非常貯炭のできるということは、これまでで解決しないではありませんか。従つて今法律を作つても、非常貯炭の場合はよく売ろうといふような、いわゆる競争がよけい激しくなつてくれでしようし、また依然としてそこに

かかるということになれば、それは未払の資金の解決も、山の再建も何もできません。そこで一体、それにしておらず、それは生産制限だけで押えつけていくといふことだけではこれは私は問題にならぬと思うのです。だからやはり経済界変動、天災地変で非常貯炭ができれば、これに対するはすみやかにやはり責任処置というか、政府が何らかの責任処置をするということでお生ずる危険はないと思います。しかし万一ある程度の狂いが生じた場合には、これはそのときの行政措置でやる以外に道はないと思います。あらかじめ需要をどうするということは法律で認められないとは私は思います。○伊藤(卯)委員 この法律でやるといつたつて法律にそれがないじやありませんか。需要計画といつたつて法律にそれがあるいは經濟審議院がつくつておらぬじやありませんか。従つて貯炭が二百五十万トンそのために余つたじやありませんか。こういうことは必然に起つてくるのです。それから経済界の変動によつても起つて参ります。そんなら今度非常貯炭ができたから、あと貯炭は一つもないようにしてよい、かといふれば、そうはいきません。やつぱり経済界の変動といふことがあります。それからまた旱魃続もありましよう。それからまた渇水で非常に炭が要るという場合もあります。そういう場合のためにやはり二百万トンや三百萬トンや四百萬トンくらいの非常貯炭といふものは、ある場合には常になければならないのです。国家として一国の産業経済、國民生活を維持していくために必要な方を押えていこうというような程度じゃありませんか。そうするならば、産をするといふことも何も書いてないじやありませんか。ただ余つたら生産障する」と何にも書いてないじやありませんか。ただ需要計画といつたつて法律にそれがあるいは經濟審議院がつくつておらぬじやありませんか。従つてこれに見合う程度の生産をするといふことも何も書いてないじやありませんか。ただ余つたら生産とを齊藤石炭局長は大臣に耳打ちをしておられたようであるが、まだこれは解決しておりませんよ。これは県議会を開かなければならぬ。県議会はまだ聞いておらないではありませんか。従つて非常貯炭のできるということは当然です。生産は勝手にお前たち自由にやれ、掘り過ぎたら押えるぞ、ただこれだけではありませんか。そうすれば、従つて非常貯炭のできるということは、これまでで解決しないではありませんか。従つて今法律を作つても、非常貯炭の場合はよく売ろうといふような、いわゆる競争がよけい激しくなつてくれでしようし、また依然としてそこに

かかるということになれば、それは未払の資金の解決も、山の再建も何もできません。そこで一体、それにしておらず、それは生産制限だけで押えつけていくといふことだけではこれは私は問題にならぬと思うのです。だからやはり経済界変動、天災地変で非常貯炭ができれば、これに対するはすみやかにやはり責任処置というか、政府が何らかの責任処置をするということでお生ずる危険はないと思います。しかし万一ある程度の狂いが生じた場合には、これはそのときの行政措置でやる以外に道はないと思います。あらかじめ需要をどうするということは法律で認められないとは私は思います。○伊藤(卯)委員 この法律でやるといつたつて法律にそれがないじやありませんか。需要計画といつたつて法律にそれがあるいは經濟審議院がつくつておらぬじやありませんか。従つて貯炭が二百五十万トンそのために余つたじやありませんか。こういうことは必然に起つてくるのです。それから経済界の変動によつても起つて参ります。そんなら今度非常貯炭ができたから、あと貯炭は一つもないようにしてよい、かといふれば、そうはいきません。やつぱり経済界の変動といふことがあります。それからまた旱魃続もありましよう。それからまた渇水で非常に炭が要るという場合もあります。そういう場合のためにやはり二百万トンや三百萬トンや四百萬トンくらいの非常貯炭といふものは、ある場合には常になければならないのです。国家として一国の産業経済、國民生活を維持していくために必要な方を押えていこうというような程度じゃありませんか。そうするならば、産をするといふことも何も書いてないじやありませんか。ただ余つたら生産障する」と何にも書いてないじやありませんか。ただ需要計画といつたつて法律にそれがあるいは經濟審議院がつくつておらぬじやありませんか。従つてこれに見合う程度の生産をするといふことも何も書いてないじやありませんか。ただ余つたら生産とを齊藤石炭局長は大臣に耳打ちをしておられたようであるが、まだこれは解決しておりませんよ。これは県議会を開かなければならぬ。県議会はまだ聞いておらないではありませんか。従つて非常貯炭のできるということは当然です。生産は勝手にお前たち自由にやれ、掘り過ぎたら押えるぞ、ただこれだけではありませんか。そうすれば、従つて非常貯炭のできるということは、これまでで解決しないではありませんか。従つて今法律を作つても、非常貯炭の場合はよく売ろうといふような、いわゆる競争がよけい激しくなつてくれでしようし、また依然としてそこに

かかるということになれば、それは未払の資金の解決も、山の再建も何もできません。そこで一体、それにしておらず、それは生産制限だけで押えつけていくといふことだけではこれは私は問題にならぬと思うのです。だからやはり経済界変動、天災地変で非常貯炭ができれば、これに対するはすみやかにやはり責任処置というか、政府が何らかの責任処置をするということでお生ずる危険はないと思います。しかし万一ある程度の狂いが生じた場合には、これはそのときの行政措置でやる以外に道はないと思います。あらかじめ需要をどうするということは法律で認められないとは私は思います。○伊藤(卯)委員 離職者の分は入つておらぬということですが、この離職者の数、これも二万何千ということを言われておるようですが、ここではつきりしておいていただきたいと思ふのは、この三百萬トンを買取ることによって、厳密な計算においてどれだけ失業者が出るのか。それから、その人々に渡す離職金の額は幾らであるのか、これをいま一べん伺いたい。それから、あとの二千三百五十円のトントン買取価格の問題ですが、これは

と研究された結果、この際いろいろと考へて、この際いろいろと本法案の一つのねらいでありました。総括の開設あるいは機械化によつてコストを引き下げるというものは名目であつて、この法案の本質は、先ほどわが黨の委員から言われた通り、施行の独禁法破りのカルテル法案である。事あることに合理化の名のもとに独禁法を骨抜きにするという近ごろ流行の新戦術である。

まず第一に、本法案の表面上の眼目とされる需要の拡大、能率の向上、生産コストの引き下げには実質的な裏づけがなければならない。通産大臣は豊溝水による電力用石炭の需要量の動きにはお手あげであると述べられていました。たゞ自然現象による石炭の危機であつても、これを救うのが政治であつて、この自然現象に加えて政府みずからの中政策の破綻、大手のダンピングなどをたゞ上げてお手あげといふとき発言は、無責任きわまるものであります。さらに加えて低品位炭の利用及びガス化、石炭化學を含む需要の拡大については、その具体策がきわめてあいまいであることは遺憾たえない。さらに炭価の引き下げについて見ましても政府は机の上における需要に見合う増産、物価の据え置き、資金のスリップ、資金上、税法上の優遇等の諸条件が前提要件でなければなりませんが、資本主義政策のもとにおいて、向う数年間これらの諸条件はどれ

ン、四千三百万トン、四千五百五千万トンと、このような大きな見込み違っているのに、五年も六年も先のことを目であつて、この法案の本質は、先ほどのコストを引き下げるという感をひとしおくして、この法案の提出は、本法案の提出とせん。参考人の意見を聞いても、コストの引き下げは労働の強化・賃金引き下げ以外にないという感をひとしおくして、この法案の提出は、本法案の提出とせん。参考人の意見を聞いても、コストの引き下げは労働の強化・賃金引き下げのみである。標準炭価の問題についても、何ら拘束力のない標準炭価というものは、独占が支配権を握ったあとにおいては最低炭価となるおそらくが多分にある。政府は非能率炭鉱の買上げにより未払い賃金にあぐら労働者を救済するといつては、非能率炭鉱の多くを占める租鉱権については何らの考慮が払われていないことは全く片手落ちの措置であるといわざるを得ません。法第三十二条に、買収の対象になつた探査権の上に設定された租鉱権についてのみ、しかもその鉱業施設だけを買い上げることにしているが、これにより救済される租鉱権者は非常に少く、鉱業権者と租鉱権者との間に買収をめぐって血みどろの紛争があつたのである。また鉱区の面積の制約よりかである。十五ヘクタールもある租鉱区はほとんどまれであり、鉱区の分割譲渡は困難起されるることは火を見るよりも明らかである。また鉱区の面積の制約よりして、十五ヘクタールもある租鉱区はほとんどまれであり、鉱区の分割譲渡は困難起されるることは至難であるといわざるを得ません。本法案は経営難に苦しむ中小炭鉱を救うと言つておるが、これこそ羊頭を掲げて狗肉を賣るといわざるを得ません。本法案は政府は能率、コストという技術的な面を見ておるけれども、資本家と労働者との関係を見のがしてはいる。本法案に賛成する諸君の考えは、一つにはいかないが、資本主義政策のもとにおいて、この一年間においてさえ、当初の四千八百万トンが四千六百万ト

ン、四千三百万トン、四千五百五千万トンと、このような大きな見込み違っているのに、五年も六年も先のことを目であつて、この法案の本質は、先ほどのコストを引き下げるという感をひとしおくして、この法案の提出は、本法案の提出とせん。参考人の意見を聞いても、コストの引き下げは労働の強化・賃金引き下げのみである。標準炭価の問題についても、何ら拘束力のない標準炭価というものは、独占が支配権を握ったあとにおいては最低炭価となるおそらくが多分にある。政府は非能率炭鉱の買上げにより未払い賃金にあぐら労働者を救済するといつては、非能率炭鉱の多くを占める租鉱権については何らの考慮が払われていないことは全く片手落ちの措置であるといわざるを得ません。法第三十二条に、買収の対象になつた探査権の上に設定された租鉱権についてのみ、しかもその鉱業施設だけを買い上げることにしているが、これにより救済される租鉱権者は非常に少く、鉱業権者と租鉱権者との間に買収をめぐって血みどろの紛争があつたのである。また鉱区の面積の制約よりして、十五ヘクタールもある租鉱区はほとんどまれであり、鉱区の分割譲渡は困難起されるることは至難であるといわざるを得ません。本法案は経営難に苦しむ中小炭鉱を救うと言つておるが、これこそ羊頭を掲げて狗肉を賣るといわざるを得ません。本法案は政府は能率、コストという技術的な面を見ておるけれども、資本家と労働者との関係を見のがしてはいる。本法案に賛成する諸君の考えは、一つにはいかないが、資本主義政策のもとにおいて、この一年間においてさえ、当初の四千八百万トンが四千六百万ト

ン、四千三百万トン、四千五百五千万トンと、このような大きな見込み違っているのに、五年も六年も先のことを目であつて、この法案の本質は、先ほどのコストを引き下げるという感をひとしおくして、この法案の提出は、本法案の提出とせん。参考人の意見を聞いても、コストの引き下げは労働の強化・賃金引き下げのみである。標準炭価の問題についても、何ら拘束力のない標準炭価というものは、独占が支配権を握ったあとにおいては最低炭価となるおそらくが多分にある。政府は非能率炭鉱の買上げにより未払い賃金にあぐら労働者を救済するといつては、非能率炭鉱の多くを占める租鉱権については何らの考慮が払われていないことは全く片手落ちの措置であるといわざるを得ません。法第三十二条に、買収の対象になつた探査権の上に設定された租鉱権についてのみ、しかもその鉱業施設だけを買い上げることにしているが、これにより救済される租鉱権者は非常に少く、鉱業権者と租鉱権者との間に買収をめぐって血みどろの紛争があつたのである。また鉱区の面積の制約よりして、十五ヘクタールもある租鉱区はほとんどまれであり、鉱区の分割譲渡は困難起されるることは至難であるといわざるを得ません。本法案は経営難に苦しむ中小炭鉱を救うと言つておるが、これこそ羊頭を掲げて狗肉を賣るといわざるを得ません。本法案は政府は能率、コストという技術的な面を見ておるけれども、資本家と労働者との関係を見のがしてはいる。本法案に賛成する諸君の考えは、一つにはいかないが、資本主義政策のもとにおいて、この一年間においてさえ、当初の四千八百万トンが四千六百万ト

ン、四千三百万トン、四千五百五千万トンと、このような大きな見込み違っているのに、五年も六年も先のことを目であつて、この法案の本質は、先ほどのコストを引き下げるという感をひとしおくして、この法案の提出は、本法案の提出とせん。参考人の意見を聞いても、コストの引き下げは労働の強化・賃金引き下げのみである。標準炭価の問題についても、何ら拘束力のない標準炭価というものは、独占が支配権を握ったあとにおいては最低炭価となるおそらくが多分にある。政府は非能率炭鉱の買上げにより未払い賃金にあぐら労働者を救済するといつては、非能率炭鉱の多くを占める租鉱権については何らの考慮が払われていないことは全く片手落ちの措置であるといわざるを得ません。法第三十二条に、買収の対象になつた探査権の上に設定された租鉱権についてのみ、しかもその鉱業施設だけを買い上げることにしているが、これにより救済される租鉱権者は非常に少く、鉱業権者と租鉱権者との間に買収をめぐって血みどろの紛争があつたのである。また鉱区の面積の制約よりして、十五ヘクタールもある租鉱区はほとんどまれであり、鉱区の分割譲渡は困難起されるることは至難であるといわざるを得ません。本法案は経営難に苦しむ中小炭鉱を救うと言つておるが、これこそ羊頭を掲げて狗肉を賣るといわざるを得ません。本法案は政府は能率、コストという技術的な面を見ておるけれども、資本家と労働者との関係を見のがしてはいる。本法案に賛成する諸君の考えは、一つにはいかないが、資本主義政策のもとにおいて、この一年間においてさえ、当初の四千八百万トンが四千六百万ト

満足ではないけれども、とりあえずこの法案を成立せしめて、そうして実施の状況にかんがみて他日適当な修正を施そうというのが自由党のわれわれの考え方でございます。これは社会党の諸君といえども、炭鉱を思い、従業員その他の現在の窮状を知悉する限りにおきまして、今直ちに政権を握るというような自信もないのでありますから、私はこの法案を成立させた方が社会党の諸君のためになると思う。両社提案の法案をなぜ十分審議してくれぬかということをございましたが、私ども両社提案の法案を実は一讀、再讀、三讀いたしまして、これはいかにもあわてた法案である。すなわち政府が提案をされた、そこで代案なくしてはまことに世間の評判がかんばしくないかうな感を深くいたたのであります。私も提出されたその限りにおきましても、私はその御努力に対し敬意を払うにやぶさかでないのです。この法案の成立いたしますにおいでもつとも提出されたその希望はあります。私はとにかく今申し上げたような根拠に立ちまして、一日も早く成立させたい、そうして合理化を進めまして、石炭鉱業が基幹産業であり、石炭鉱業以外の各産業また国民も、ひとしくこの安定を望んでおるのでありますから、こういう考え方をもって本案に賛成する次第でございます。

○田中委員長 中崎敏君。

○中崎委員 社会党を代表して両派社会党提出の臨時石炭鉱業安定法案に対する賛成をいたし、政府提出の法案に對して反対の意を表明せんとするもの

であります。最近におきまする石炭業界の混乱はその極に達しております。社会不安もまたゆるがせにすべからざるところの重大なる段階に立ち至つたのであります。これはひとり石炭関係事業のみにとどまりませんけれども、ことに石炭業界においてはその程度の深刻なことについて目をおおうことがであります。ことに政府は昨年度における石炭の需要量見込みを四千六百万トン程度に抑えまして、これを完全に目的達成のためにあらゆる努力を払うということを、しばしば国会においても明言したのであります。ところがその実績を見ますと、四千五百五十万程度の大きくなるところの相違といふものが、この石炭業界の大きな混乱をもたらしたところの重なる原因であります。ことに現においては金体を通じて一トン当たり五百円程度の採算割れの価格をもって販売されておる、こういう不自然さわまるところの現象といふものは、いやもつとも経済について多少の見識を持つ人のとうてい見のがすことのできないところであります。ことに中小炭鉱業者をしておこなつては、はなはだしきは一トン当たり千五百円程度の採算割れの価格をもって販売しておる、こういう実情あります。ところましては、はなはだしきは一日も早く成立させたいとして、一日も早く成立させたい、そうして合理化を進めまして、石炭鉱業が基幹産業であり、石炭鉱業以外の各産業また国民も、ひとしくこの安定を望んでおるのでありますから、ここに政府案を成立せしめよう、こういう考え方をもって本案に賛成する次第でございます。

○田中委員長 中崎敏君。

○中崎委員 社会党を代表して両派社会党提出の臨時石炭鉱業安定法案に対する賛成をいたし、政府提出の法案に對して反対の意を表明せんとするもの

であります。これに對しまして政府は何といつても一番必要なところの金融に對しまして、ことに中小炭鉱に対しては目をおおいまして、ほとんどこれ

であります。最近におきまする石炭業界の混乱はその極に達しております。社会不安もまたゆるがせにすべからざるところの重大なる段階に立ち至つたのであります。これはひとり石炭関係事業のみにとどまりませんけれども、ことに石炭業界においてはその程度の深刻なことについて目をおおうことがであります。ことに政府は昨年度における石炭の需要量見込みを四千六百万トン程度に抑えまして、これを完全に目的達成のためにあらゆる努力を払うということを、しばしば国会においても明言したのであります。ところがその実績を見ますと、四千五百五十万程度の大きくなるところの相違といふものが、この石炭業界の大きな混乱をもたらしたところの重なる原因であります。ことに現においては金体を通じて一トン当たり五百円程度の採算割れの価格をもって販売されておる、こういう不自然さわまるところの現象といふものは、いやもつとも経済について多少の見識を持つ人のとうてい見のがすことのできないところであります。ことに中小炭鉱業者をしておこなつては、はなはだしきは一トン当たり千五百円程度の採算割れの価格をもって販売しておる、こういう実情あります。ところましては、はなはだしきは一日も早く成立させたいとして、一日も早く成立させたい、そうして合理化を進めまして、石炭鉱業が基幹産業であり、石炭鉱業以外の各産業また国民も、ひとしくこの安定を望んでおるのでありますから、ここに政府案を成立せしめよう、こういう考え方をもって本案に賛成する次第でございます。

○田中委員長 中崎敏君。

○中崎委員 社会党を代表して両派社会党提出の臨時石炭鉱業安定法案に対する賛成をいたし、政府提出の法案に對して反対の意を表明せんとするもの

であります。これに對しまして政府は何といつても一番必要なところの金融に對しまして、ことに中小炭鉱に対しては目をおおいまして、ほとんどこれ

であります。最近におきまする石炭業界の混乱はその極に達しております。社会不安もまたゆるがせにすべからざるところの重大なる段階に立ち至つたのであります。これはひとり石炭関係事業のみにとどまりませんけれども、ことに石炭業界においてはその程度の深刻なことについて目をおおうことがであります。ことに政府は昨年度における石炭の需要量見込みを四千六百万トン程度に抑えまして、これを完全に目的達成のためにあらゆる努力を払うということを、しばしば国会においても明言したのであります。ところがその実績を見ますと、四千五百五十万程度の大きくなるところの相違といふものが、この石炭業界の大きな混乱をもたらしたところの重なる原因であります。ことに現においては金体を通じて一トン当たり五百円程度の採算割れの価格をもって販売されておる、こういう不自然さわまるところの現象といふものは、いやもつとも経済について多少の見識を持つ人のとうてい見のがすことのできないところであります。ことに中小炭鉱業者をしておこなつては、はなはだしきは一トン当たり千五百円程度の採算割れの価格をもって販売しておる、こういう実情あります。ところましては、はなはだしきは一日も早く成立させたいとして、一日も早く成立させたい、そうして合理化を進めまして、石炭鉱業が基幹産業であり、石炭鉱業以外の各産業また国民も、ひとしくこの安定を望んでおるのでありますから、ここに政府案を成立せしめよう、こういう考え方をもって本案に賛成する次第でございます。

○田中委員長 中崎敏君。

○中崎委員 社会党を代表して両派社会党提出の臨時石炭鉱業安定法案に対する賛成をいたし、政府提出の法案に對して反対の意を表明せんとするもの

であります。これに對しまして政府は何といつても一番必要なところの金融に對しまして、ことに中小炭鉱に対しては目をおおいまして、ほとんどこれ

であります。最近におきまする石炭業界の混乱はその極に達しております。社会不安もまたゆるがせにすべからざるところの重大なる段階に立ち至つたのであります。これはひとり石炭関係事業のみにとどまりませんけれども、ことに石炭業界においてはその程度の深刻なことについて目をおおうことがであります。ことに政府は昨年度における石炭の需要量見込みを四千六百万トン程度に抑えまして、これを完全に目的達成のためにあらゆる努力を払うということを、しばしば国会においても明言したのであります。ところがその実績を見ますと、四千五百五十万程度の大きくなるところの相違といふものが、この石炭業界の大きな混乱をもたらしたところの重なる原因であります。ことに現においては金体を通じて一トン当たり五百円程度の採算割れの価格をもって販売されておる、こういう不自然さわまるところの現象といふものは、いやもつとも経済について多少の見識を持つ人のとうつい見のがすことのできないところであります。ことに中小炭鉱業者をしておこなつては、はなはだしきは一トン当たり千五百円程度の採算割れの価格をもって販売しておる、こういう実情あります。ところましては、はなはだしきは一日も早く成立させたいとして、一日も早く成立させたい、そうして合理化を進めまして、石炭鉱業が基幹産業であり、石炭鉱業以外の各産業また国民も、ひとしくこの安定を望んでおるのでありますから、ここに政府案を成立せしめよう、こういう考え方をもって本案に賛成する次第でございます。

○田中委員長 中崎敏君。

○中崎委員 社会党を代表して両派社会党提出の臨時石炭鉱業安定法案に対する賛成をいたし、政府提出の法案に對して反対の意を表明せんとするもの

であります。これに對しまして政府は何といつても一番必要なところの金融に對しまして、ことに中小炭鉱に対しては目をおおいまして、ほとんどこれ

であります。最近におきまする石炭業界の混乱はその極に達しております。社会不安もまたゆるがせにすべからざるところの重大なる段階に立ち至つたのであります。これはひとり石炭関係事業のみにとどまりませんけれども、ことに石炭業界においてはその程度の深刻なことについて目をおおうことがであります。ことに政府は昨年度における石炭の需要量見込みを四千六百万トン程度に抑えまして、これを完全に目的達成のためにあらゆる努力を払うということを、しばしば国会においても明言したのであります。ところがその実績を見ますと、四千五百五十万程度の大きくなるところの相違といふものが、この石炭業界の大きな混乱をもたらしたところの重なる原因であります。ことに現においては金体を通じて一トン当たり五百円程度の採算割れの価格をもって販売されておる、こういう不自然さわまるところの現象といふものは、いやもつとも経済について多少の見識を持つ人のとうつい見のがすことのできないところであります。ことに中小炭鉱業者をしておこなつては、はなはだしきは一トン当たり千五百円程度の採算割れの価格をもって販売しておる、こういう実情あります。ところましては、はなはだしきは一日も早く成立させたいとして、一日も早く成立させたい、そうして合理化を進めまして、石炭鉱業が基幹産業であり、石炭鉱業以外の各産業また国民も、ひとしくこの安定を望んでおるのでありますから、ここに政府案を成立せしめよう、こういう考え方をもって本案に賛成する次第でございます。

実現したといたしましても、まず当座
といったまでは現在の五百円程度の
炭価の値下りをまず第一に引き上げな
ければならぬのであります。言いかえ
ますと、現在よりも少くとも五百円程
度の炭価の引き上げを行われない限り
においては、この炭鉱の行き詰まりと
いふことは食いとめられないといふこ
とは火を見るよりも明らかなのであり
ます。もしこれを食いとめんとするな
らば、たとえばかつて政府が炭鉱業者
に対して融資しておりましたところの
復興金融金庫の金を、現在開発銀行に
引き継いでおるのでございますが、こ
れらの金のさらに金利の権引きとかあ
るいは元金のたな上げ権引きといふふ
うな、言いかえれば国民の膏血からし
ほり上げたところのその犠牲の上に、
さらにまた今後統一その他炭鉱合理化
の名前のもとに予定されておるところ
の千三百億円程度の国民の血の税金を
出すことによって、さらにその金利を
大幅に引き下げるることによって、これ
ら一部炭鉱業者が利益するがために生
ずるところの炭価の引き下げ、言いか
えれば、国民の犠牲においてされると
ころの炭価の引き下げ、あるいはまた
法律が実施されまして、カルテルがい
よいよ実施される際ににおいて、標準炭
価と符牒を合せるがごとくに、炭価の
引き上げが行われることは、火を見る
より明らかであります。政府が考えて
いるところの産業合理化よりも、反対
の方向に進むものであることは、火を
見るより明らかだと考えるのであります。
かりに昭和三十四年度におきまし
て二割の引き下げをする。その二割の
引き下げについては、特に賃金につき
ましては現状を維持するというのであ

重を占めておるというのでありますかならぬのであります。そういたしまして、二割を引き下げしなければならないのです。たしますと、いわゆるその他の経費をもつて節約すべきものは、三割二分程度の引き下げをしなければ、政府の考へておるところの二割の炭価の引き下げにならないのです。果してこれが実現できるかどうか、いわゆる縦坑開発することによって、三割二分程度の物件費の引き下げができるかどうか、重大な疑問を持つておるのでござります。こうしたような考え方の上に立つて、政府は二割を目標として炭価の引き下げるということは、羊頭狗肉でありまして、この法案を強引に通過せんがために、われわれに一時的に説明するというところの机上のアランにすぎないということを申し上げておきたいのです。こういうふうな点から考えてみましても、さらにもうた政府の経済六カ年計画の中におきまして、国民生活の水準が三十四年度においては一割五分程度の引き上げになつておるにかかわらず、この炭鉱従事員の給与そのものが現状維持であるといふ点を考へても、いかに政府の計画の中が矛盾だらけであつて、行き当たりばったり、その場限りの説明にすぎないかということを私たちが考へてみまししたときに、政府の説明をそのままにうのみすることができないことは明らかであります。果してそうであるならば、いわゆる計画生産の上に一つの計画を立てて、石炭に関するところの商業を合理的に処理するという考え方

「まだあるのか」と呼び、その他点晴を欠くといわなければならぬのであります。
〔まだあるのか〕と呼び、その他発言する者あり」

○田中委員長　お静かに願います。

○　この計画を十分に効果あらしむるがためには、貯炭に対するところの問題についても、十分法的措置が講ぜられるようない方法がなければならぬのであります。この問題については、政府はたとえば昨年度において、ただ電力に関する石炭だけでも二百数十万トンの大きな誤差が現実にあった。これは自然の現象によるものであったとしたましても、そういう大きなところの自然現象に左右されるところの要素があるにかかわらず、それがまた炭価を安定し、業界におけるところの安定をかかる大きな障害になつておるにかかわらず、そうしたような問題について何らの考慮が払われていないと、いうところに、この石炭業界におけるところの安定の大きな欠陥があるといわなければならぬのであります。そういうふうな点につきましても、政府が一体どの程度の責任を持つか。ただ合理化資金と申しますか、設備資金についてのみその資金を裏づけるというのであります。が、こうした問題についても十分の考慮を払われない限り、この合理化法案の意味は、いわゆる画龍点睛を欠くといわなければならぬのであります。

○中崎委員　さらにまた失業対策の問題につきましても、この法案実施によつて政府が用意をしておるところの直接の対策費は、四千人程度のものにすぎないというわけであります。果してそうであるとするならば、これは全くこうしたところの実情を認識しないことはなはだしいといわなければならぬのでございまして、現在多数の失業者のある上に、この法案実施の結果生ずるところの失業者、並びに社会不安の大さ等を考えてみましたときには、全く不思議なものであるといわなければならぬのであります。そこで私は、少くともこの法案は継続審議をいたしまして、次の国会までに十分の予算的な措置等も講じてその裏づけをして、これを審議決定すべきものだというふうに考えておるのでござりますが、これらの点についてはいずれまたあらためて論議することいたします。

税の減収、あるいは住民税の減収、その他事業税等の減収等によりまして、直接間接に市町村におけるところの打撃というものは、實に甚大なるものがあります。これに対しても過言でないと思つております。こうしたような点を考えてみましたときに、市町村に対する考慮が十二分に払われてこそ、初めて裏づけが行わっていくものだと思うのであります。

次に低品位炭の高度利用を始めといたしまして、石炭の液化、その他石炭を原料炭として使用するという面に、相当考慮が今日まで払われるべきであるにかかわらず、しかも政府は莫大なる国民の血税をつき込んでおるにかかわらず、こうした重要な国産業を支配するというふうな大きな政策については、ほとんど考慮を払われていないといふ無責任さをもつて、この際益省を促してやまないでございます。今後一日もすみやかにこの問題について、たくましい前進をすべきものであるといふに考えるのであります。

さらに租鉱権につきましても、租鉱権は一つの財産権であるということは、これは明らかであります。名目的なるところの鉱業権を保護するの余りに、実体的な財産権であるところの租鉱権をあまりに軽視しておるといふところにも、また見のがすことのできない反動的な考え方があるといわなければならぬのであります。

昭和三十年七月二十八日印刷

昭和三十年七月二十九日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局